

## 学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針

平成19年6月27日

理事長 裁定

この「学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針」（以下「本方針」という。）は、学校法人東京工芸大学及び当該法人が設置する東京工芸大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等において創出される知的財産のあり方等について定めるものである。

### 1. 本学における知的財産の位置づけと本方針の目的

知識基盤社会と言われる我が国において、大学が教育研究活動の成果として創出される知的財産を広く活用できるようにすることは、知の拠点として果たすべき社会貢献活動の一環として重要である。

本学は、前身である小西写真専門学校が、当時の新しいメディアである写真の普及を図るため、写真の技術、産業、文化などの各側面における教育研究を推進すべく設立されたものであり、本学の歴史は写真及び関連するメディアに関する技術の発展や知見の蓄積とともにある。このような技術や知見などの知的財産を重視する姿勢は、創立当初に掲げた「美と法と人を尊重する紳士を育てる」という理念にすでに見いだせるものであり、本方針を制定する目的は、本学がこの創立当初の理念を継承し、さらなる教育研究活動の推進と社会発展への貢献を推進するためである。

### 2. 本学で取り扱う知的財産の定義及び範囲

- 1) 本方針が対象とする、知的財産は、本学の教職員等の知恵と工夫あるいは努力の結果生み出された知的成果の内、財産的な価値を有するものとし、以下に掲げるものとする。
  - A) 特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる意匠  
以下、特許権、実用新案権、意匠権を特許権等、発明、考案、意匠を発明等という。
  - B) 回路配置利用権の対象となる半導体の回路配置
  - C) 著作権の対象となるコンテンツ、データベース、プログラムの著作物  
以下コンテンツ等著作物という。
  - D) 研究開発成果としての有体物
  - E) 商標
- 2) 本方針の対象者は、本学役員及び教職員並びに本学と知的財産に関する契約関係が生じている研究者、学生とする。なお、学生の知的財産の取り扱いに関しては、学生の学ぶ権利や就職の権利を損なわないよう配慮するものとする。

### 3. 知的財産の帰属のあり方及びその尊重

- 1) 本学の職務に関して生じた発明等の知的財産については、原則として本学に帰属するものとする。

- 2) 本方針の対象者が本学における教育研究活動により創出した知的財産及び知的財産権の帰属等の判断について、必要な手続きを定めるものとする。
- 3) 本学は、必要な手続きにより本学に継承する知的財産及び知的財産権を尊重し、その活用が効果的になされるよう取り組むものとする。
- 4) 本学の知的財産の取り組みは、教育研究活動を深耕することに配慮して進めるものとする。

#### 4. 知的財産の管理・活用の推進

本学は、知的財産の管理及び活用の一層の推進に向けて下記の事項に取り組むものとする。

- 1) 知的財産の管理・活用に必要な組織体制及び人員等を整備すると共に予算措置をとるものとする。
- 2) 知的財産及び知的財産権に関する諸規程を整備する。
- 3) 社会における知的財産の活用に際しての取扱要領及び手順等を整備する。
- 4) 本学の教職員及び学生等に対して、知的財産に関する意識の涵養を図る。

#### 5. 知的財産に関する法令遵守等

- 1) 本学は、知的財産及び知的財産権に関連する諸法令を遵守する。
- 2) 本学は、知的財産の創出、保護及び活用の際に秘密が保持されるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3) 本方針の対象者において、権利の侵害及びそれに起因する係争等を防止するよう努めるものとする。
- 4) 本学は、知的財産の取り扱いに際して利益相反が生じないよう、努めるものとする。

#### 6. その他

- 1) 本方針の改廃は大学協議会の議を経て理事長が行う。
- 2) 本方針は平成19年6月27日から実施する。